

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日制定

令和 8 年 7 月 15 日改正

今治市要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、脱炭素先行地域を中心とした市有施設等の脱炭素化に資する設備の導入を推進し、市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するため、予算の範囲内で今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）並びに今治市補助金交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、P P A 方式とは、P P A 事業者の費用負担により、需要家施設又は需要家施設に電力供給するための用地に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理等をしながら、当該太陽光発電設備の発電電力を、需要家に売却し、当該施設等に供給する契約方式をいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業公募型プロポーザル実施要領に基づき、対象施設への太陽光発電設備及び付帯設備の導入を行う事業者（以下「補助事業者」という。）を補助金の交付対象者とする。

(補助対象設備及び交付要件等)

第 4 条 補助対象設備及び交付要件並びに補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、別表で定める補助対象設備ごとに算出した補助額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

3 前項の補助額の算出に際しての補助対象となる経費は、消費税、地方消費税及び県その他団体から交付される補助金に相当する額を控除した額とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が定める期間内に今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に別表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。また、適当でないと認めたときは、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第4号）に、市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助対象経費の20%以上の増減を伴う変更

（2） 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）

（3） 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 市長は、前項に規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付変更（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金実績報告書（別記様式第6号）に、別表に定める書類を添えて、原則として、補助事業が完了した日から30日以内又は補助事業を実施する年度の1月31日までのいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条第1項に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第12条 市長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付概算払請求書（別記様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、第8条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（3） 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思がみとめられないとき

（4） 補助金を補助の目的外に使用したとき

（5） 交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

（6） 前各号に掲げるもののほか市長が取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の処分制限等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、廃棄し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品その他の重要な財産に限る。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める補助対象設備の耐用年数の期間内に規則第 20 条第 1 項に規

定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金財産処分承認申請書（別記様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、環境省中国四国地方環境事務所長の承認を受けた上で、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対して今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金財産処分承認通知書（別記様式第 12 号）により通知する。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

5 市長は、第 2 項の規定による申請をした者について、正当な理由がないと認めたときは、当該申請者に対して今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金財産処分不承認通知書（別記様式第 13 号）により通知する。

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。ただし、取得財産等について法定耐用年数を経過しないものに係る関係書類については、当該期間を経過するまで保管しなければならない。

（調査等）

第17条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の成果を示す情報の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。

別表（第４条関係）

- １ 補助対象事業及び事業の実施に係る要件等は、国実施要領別紙１の１．の事業の要件並びに別表第１（交付対象事業費：設備整備事業）の規定によるほか、下表のとおりとする。

補助対象事業	対象設備	事業実施主体及び 補助要件	補助率 及び補助上限
再エネ設備整備	太陽光発電設備 （屋根置型太陽光パネル又はソーラーカーポート）	国実施要領の別紙１の２．ア（ア） のとおり	２／３以内
基盤インフラ整備	蓄電池（業務用蓄電池をいう。）	国実施要領の別紙１の２．イ （エ）のとおり ただし、メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであるもの	２／３以内
	その他基盤インフラ設備（エネルギーマネジメントシステム等）	国実施要領の別紙１の２．イ（オ） のとおり	２／３以内
	充放電設備	国実施要領の別紙１の２．イ （キ）のとおり ただし、経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ導入等促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。	２／３以内

- ２ 交付申請書に添付すべき書類は下表のとおりとする

添付書類
１ 事業計画書 ２ 収支予算書 ３ 事業経費に関する見積書 ４ 対象設備に関する資料 （ア）対象設備に係る仕様書 （イ）設計図面（全体の仕様が分かる書類） （ウ）機器配置図 （エ）システム系統図 （オ）単線結線図 ５ 各設備の設置箇所を示すカラー写真 ６ 太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書（電気料金から補助金交付額相当分が控除されていることを確認できる書類） ７ その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書に添付すべき書類は下表のとおりとする。

添付書類	
1	事業実績報告書
2	収支決算書
3	写真（施行前、施工中、施工完了時）
4	事業に係る支払等の証拠書類（見積書、発注書、請求書、払い込み受取書等）
5	事業に係る契約の証拠書類
6	その他市長が必要と認める書類

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

郵便番号 〒

住所（所在地）

事業者名

代表者名

電話番号

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請
します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業
補 助 事 業 内 容	別紙 事業計画
補 助 対 象 経 費	円
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 事業経費に関する見積書 4 対象設備に関する資料 （ア）対象設備に係る仕様書 （イ）設計図面（全体の仕様が分かる書類） （ウ）機器配置図 （エ）システム系統図 （オ）単線結線図 5 各設備の設置箇所を示すカラー写真 6 太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書（電気料金から補助金交付額相当分が控除されていることを確認できる書類） 7 その他市長が必要と認める書類

別記様式第1号 別紙1

事業計画書

1 補助事業名等

補助事業者名（名称）	
着手(契約)予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

2 補助事業の内容（設備概要）

設備設置施設名称		
太陽光発電設備	メーカー	
	型式	
	公称最大出力計	
	※適宜追加	
補助対象経費	円（税抜き）	
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）	

太陽光発電設備導入出力	kW		
①年間電力自家消費量見込み	②年間発電量見込み	③自家消費率	
kWh／年	kWh／年	%	

※ 太陽光発電量及び電力自家消費量見込のシミュレーション等資料を添付すること。

蓄電池設備	メーカー	
	型式	
	蓄電容量	kWh ※ 小数点第2未満切り捨て
補助対象経費	円（税抜き）	
補助価格確認	円／kWh	
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）	

エネルギーマネジメントシステム	メーカー	
	型式	
補助対象経費	円（税抜き）	
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）	

充放電設備	メーカー	
	型式	
	充放電出力	kW ※ 小数点第2未満切り捨て
補助対象経費	円（税抜き）	
補助価格確認	円／kW	
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）	

※ 施設別に作成、各設備の欄が不足する場合は、適宜追加すること。

3 経費の区分

区分	総事業費	補助対象経費	負担区分			その他補助対象外経費	備考
			自己資金	市補助金	寄付金その他		
合計	円						

※ 補助対象設備別に積算

別記様式第 1 号 別紙 2

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
自己資金	円	
市補助金		
借入金		
その他		
計		

2 支出の部

区 分	経 費 全 体 額	左記のうち 補助対象額	備 考
	円	円	
消費税及び地方消費税			
計			

※ 積算内訳は別紙とし、補助対象設備ごとに（太陽光、蓄電池等）資料作成すること。※ 収支の計はそれぞれ一致すること。

※ 欄は、適宜追加すること。

別記様式第2号（第6条関係）

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
交付決定通知書

第 号

年 月 日

事業者名

代表者名 様

今治市長

(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請については、次のとおり交付決定したので、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業
補 助 対 象 事 業 内 容	交付申請書のとおり
補 助 対 象 金 額	円
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月 予定
交 付 条 件	1 補助事業を変更又は中止しようとするときは、変更（中止）承認申請書（別記様式第4号）を提出し、市長の承認を受けてください。 2 補助事業が完了したときは、要綱第9条に定める期日までに、実績報告書に必要書類を添付して、提出してください。 3 補助金確定通知を受けたときは、交付請求書（別記様式第8号）を提出してください。 4 補助事業により取得した財産は、補助金交付の目的に従って適正に管理してください。 5 補助事業により取得した財産は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄はできません。ただし、法定耐用年数を超過した場合は、この限りではありません。 6 補助金交付要綱第13条第1項各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 7 補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管してください。ただし、取得財産について法定耐用年数を経過しないものに係る関係書類については、当該期間を経過するまで保管してください。 8 その他要綱に定める事項を遵守すること。

別記様式第3号（第6条関係）

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

事業者名

代表者名 様

今治市長

(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請については、次のとおり不交付と決定したので、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業
補助対象事業内容	
不 交 付 の 理 由	

別記様式第 4 号（第 8 条関係）

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

郵便番号 〒 ー
住所（所在地）
事業者名
代表者名
電話番号

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付決定 通知年月日	年 月 日	補助金交付決定 通知番号	第 号
補助年度	年度		
補助事業の名称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
補助事業変更内容	☐ 補助対象経費 ☐ 事業計画の変更 ☐ その他（ ）		
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
変更前 補助対象金額	円	変更後 補助対象金額	円
変更前 交付申請額	円	変更後 交付申請額	円
変更又は中止 の理由			

添付書類

- (1) 補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）の写し
- (2) 変更（中止）に至るまでの経緯等が確認できる書類
- (3) 変更内容を反映した事業計画書
- (4) 変更契約書（案）又は見積書の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

別記様式第4号 別紙 (第8条関係)
変 更 収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	変 更 前 予 算 額	変 更 後 予 算 額	備 考
自己資金	円	円	
市補助金			
借入金			
その他			
計			

2 支出の部

区 分	変 更 前 経 費 全体額	左記のうち 補助対象額	変更後経費 全体額	左記のうち 補助対象額	備 考
	円	円	円	円	
消費税及び地方消費税					
計					

- ※ 積算内訳は別紙として補助対象設備ごとに（太陽光、蓄電池等）資料作成すること。
- ※ 収支の計はそれぞれ一致すること。
- ※ 欄は、適宜追加すること。

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金

交付變更（中止）承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

事業者名

代表者名	様
------	---

今治市長

(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった交付変更（中止）承認申請については、次のとおり決定したので、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

- 1 承認します。 2 不承認とします。(理由)

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
変 更 前 補 助 対 象 金 額	円	変 更 後 補 助 対 象 金 額	円
変 更 前 交 付 申 請 額	円	変 更 後 交 付 申 請 額	円
特 記 事 項			

別記様式第 6 号（第 9 条関係）

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金

実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

郵便番号 〒

住所（所在地）

事業者名

代表者名

電話番号

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

補助金交付 決定通知年月日	年 月 日	補助金交付 決定通知番号	第 号
補助年度	年度		
補助事業の名称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
補助事業内容	別紙事業実績報告書		
補助事業 着手年月日 （契約年月日）	年 月 日	補助事業 完了年月日	年 月 日
補助対象経費	円		
交付決定額	円		
添付書類	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 写真（施行前、施工中、施工完了時） 4 事業に係る支払等の証拠書類（見積書、発注書、請求書、払い込み受取書等） 5 事業に係る契約の証拠書類 6 その他市長が必要と認める書類		

別記様式第6号 別紙1（第9条関係）

事業実績報告書

1 補助事業名等

補助事業者名（名称）	
着手（契約）日	年 月 日
事業完了日	年 月 日

2 補助事業の内容（設備概要）

設備設置施設名称	
太陽光発電設備	メーカー
	型式
	公称最大出力計
	※適宜追加
補助対象経費	円（税抜き）
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）

太陽光発電設備導入出力	kW		
①年間電力自家消費量見込み	②年間発電量見込み	③自家消費率	
kWh／年	kWh／年		%

※ 太陽光発電量及び電力自家消費量見込のシミュレーション等資料を添付すること。

蓄電池設備	メーカー	
	型式	
	蓄電容量	kWh ※ 小数点第2未満切り捨て
補助対象経費	円（税抜き）	
補助価格確認	円／kWh	
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）	

※ 施設別に作成、各設備の欄が不足する場合は、適宜追加すること。

エネルギーマネジメントシステム	メーカー	
	型式	
補助対象経費	円（税抜き）	
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）	

充放電設備	メーカー	
	型式	
	充放電出力	kW ※ 小数点第2未満切り捨て
補助対象経費	円（税抜き）	
補助価格確認	円／kW	
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）	

3 経費の区分

区分	総事業費	補助対象経費	負担区分			その他補助対象外経費	備考
			自己資金	市補助金	寄付金その他		
合計	円						

※ 補助対象設備別に積算

別記様式第 6 号 別紙 2 (第 9 条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予 算 額	決 算 額	差 引 額	備 考
自己資金	円	円	円	
市補助金				
借入金				
その他				
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	左記のうち 補助対象額	差 引 額	備 考
	円	円	円	円	
消費税及び地方消費税					
計					

※ 積算内訳は別紙として補助対象設備ごとに（太陽光、蓄電池等）資料を作成すること。

※ 収支の計はそれぞれ一致すること。

※ 欄は、適宜追加すること。

別記様式第7号（第10条関係）

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金

交付確定通知書

第 号

年 月 日

事業者名

代表者名	様
------	---

今治市長

(公印省略)

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金額を確定したので、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、通知します。

補助金交付決定 通知年月日	年 月 日	補助金交付決定 通知番号	第 号
補助年度	年度		
補助事業の名称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
決定通知額			
補助事業等の経費 精算額	円（補助対象）		
補助事業等の交付 確定額	円		
(交付決定通知額)－ (交付確定額)	円		

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
交付請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

郵便番号 〒 ー
住所（所在地）
事業者名
代表者名
電話番号

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付決定 通知年月日	年 月 日	補助金交付決定 通知番号	第 号
補助年度	年度		
補助事業の名称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
交付決定額	円	交付確定額	円
補助金既交付額	年 月 日交付		円
交付請求額	円		

上記の請求額については、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 店 所
口座の種類	当座 ・ 普通	
口座番号		
口座の名義	(フリガナ)	

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
交付概算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

郵便番号 〒 —
住所（所在地）
事業者名
代表者名
電話番号

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付決定 通知年月日	年 月 日	補助金交付決定 通知番号	第 号
補助年度	年度		
補助事業の名称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
交付決定額	円	交付確定額	円
概算払既交付額	年 月 日交付		円
交付請求額	円		

上記の請求額については、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 店 所
口座の種類	当座 ・ 普通	
口座番号		
口座の名義	(フリガナ)	

別記様式第 10 号様式（第 13 条関係）

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 様

今治市長
(公印省略)

年 月 日付け、第 号で通知した補助金交付決定については、次のとおり取り消したので、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、通知します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
補 助 事 業 内 容			
補 助 金 交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	補 助 金 交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額 及 び 確 定 額	円		
取 消 し 額	円		
取 消 し 後 の 補 助 金 交 付 決 定 額 及 び 確 定 額	円		
取 消 し の 理 由			

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

郵便番号 〒 ー
住所（所在地）
事業者名
代表者名
電話番号

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
補 助 対 象 設 備			
補 助 金 交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	補 助 金 交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
設 備 の 設 置 場 所			
処 分 の 方 法 該 当 す る も の に ☒	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸付け ☐ 担保に供する処分 ☐ 廃棄 ☐ その他 具体的に ()		
処 分 の 時 期	年 月 日		
処 分 の 理 由	※詳細に記入してください。 必要に応じて関係書類を添付すること。		

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 様

今治市長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった設備処分承認申請については、次のとおり決定したので、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により、通知します。

1 承認します。
(承認内容)

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
補 助 対 象 設 備			
補 助 金 交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	補 助 金 交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額 及 び 確 定 額	円		
特 記 事 項			

今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金
財産処分不承認通知書

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 様

今治市長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった設備処分承認申請については、次のとおり決定したので、今治市公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 15 条第 5 項の規定により、通知します。

- 1 不承認とします。
(理由)

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	公共施設太陽光発電設備等導入事業費補助事業		
補 助 対 象 設 備			
補 助 金 交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	補 助 金 交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額 及 び 確 定 額	円		
特 記 事 項			